

平成 22 年度 新規事務事業評価シート

事業類型 I ソフト事業

2次評価対象

コード	名 称	区分	コード	名 称
事業名	2202 障がい者福祉計画策定事業	会計	01 一般会計	
		款	03 民生費	
		項	01 社会福祉費	
基本施策	05 障がいのある人の自立した生活を支える	目	04 障害福祉費	
		細目	193 障害者福祉一般事業	
行革大綱の重点事項番号		細々目	障がい者福祉計画策定事業	
担当部課	コード 130200 担当者 中出光美 連絡先 22 - 9657 名 称 障がい福祉課 氏 名 (内線) 2621			

【事務事業企画の背景、状況変化見通し、市民意見等】

この事務事業を新たに企画した背景は何か？

平成20年度に策定した「伊賀市障がい者福祉計画」が平成23年度に終了するため、平成24年度からの「第二次伊賀市障がい者福祉計画」の策定を行う。あわせて、「第2期伊賀市障がい者福祉計画」も平成23年度で終了するため、平成24年度からの「第3期伊賀市障がい者福祉計画」の策定も行う。

この事務事業を取り巻く状況(対象や根拠法令等)は、今後どのように変化していくか？(見通し)

「伊賀市障がい者福祉計画」は、障害者基本法(第9条)に基づく本市の市町村障害者福祉計画であり、本市における障がい者のための施策に関する基本的な計画である。また、この計画は「伊賀市総合計画」や「伊賀市地域福祉計画」の分野別計画でもあるため、来年度新たに作成されるこれらの計画の第二次計画と整合性を図り、関連付けながら策定する必要がある。

この事務事業に対して関係者からどのような意見や要望が寄せられているか？

現在の「伊賀市障がい者福祉計画」の推進の検討や進捗状況を評価する「伊賀市障がい者自立支援協議会」において、第二次計画には第一次計画で課題として残されたものの中から重点的に行うべき施策を検討し、計画に反映するよう意見が出されている。

本事務事業は、どのような状態になれば完了とみなす(休止・廃止となる)か？また、その目安はおおよそ何年後か？

「第二次伊賀市障がい者福祉計画」は、平成24年度より始めなければならないので、平成23年度中に策定する。

事務事業の概要(Plan)

【全体事業計画】

対象(誰を、何を)	障がいのある人や子ども、家族、支援者等	※対象件数
成果(どうする)	障がいのある人や子どもが、住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らせることができる。	
根拠法令・要綱等	障害者自立支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神障害者保健福祉法	
開始年度	平成 23 年度	関連事業
終了年度	平成 23 年度	障がい者福祉計画推進事業
事業概要	平成20年度に策定した「伊賀市障がい者福祉計画」が平成23年度に終了するため、平成24年度からの「第二次伊賀市障がい者福祉計画」の策定を行う。あわせて、「第2期伊賀市障がい者福祉計画」も平成23年度で終了するため、平成24年度からの「第3期伊賀市障がい者福祉計画」の策定も行う。 策定方法としては、市民や関係者等による議論を反映させるために「障がい者福祉計画策定委員会」を設置し、計画についての協議を行う。また、委員会内に「ワーキンググループ」を設け、各専門分野についての課題や施策等の検討を行う。また、専門のコンサルタントに計画作成の支援業務について委託を行う。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地		1 運営主体	民間委託等
2 建設面積		2 配置(予定)人員	人
3 規模・構造		3 年間運営費(見込)	千円
4 総事業費	千円	4 年間収入(見込)	千円
		5 市内の類似施設	

【検証指標】

活動指標	指標名	単位	現状値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
策定委員会の開催	回				5	
ワーキング部会の開催	回				10	

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	現状値		目標値	
				H21	H22	H23	H24

【投入コスト】

投入コスト		H22 所要額		H23 所要額		H24 所要額		H25 所要額	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	直接事業費計 (A)			3,460					
A の 財 源 内 訳	国庫支出金								
	県支出金								
	地 方 債								
	そ の 他								
	一 般 財 源	0	3,460	0	0				
	事業投入人件費 (B)	人	0.20	人	14,400	人	0	人	0
	フルコスト(A)+(B)	0	17,860	0	0				

【事前評価】

該当項目に○をつけてください。

法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	<input type="checkbox"/>	【特記事項】
個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	<input type="checkbox"/>	
特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第3者にも利益が及ぶ事業		
市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		障がいのある人が市民の一員として、住み慣れたまちで、いつまでも安心して、ともに助け合って暮らせるよう、一人ひとりのニーズと思いに沿った支援をする取組みを進めていくための基本方針として、本計画の策定が必要である。
市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業		
国や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事務事業		
民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業		
受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業		

事務事業を実施しない場合の市民への影響は大きい。	<input type="checkbox"/>	【根拠】
基本施策の目的を実現するために事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。	<input type="checkbox"/>	【根拠】 基本施策の目的を実現するためには、地域の状況に応じた障がい者福祉サービス等の提供や施策が求められているため、本計画の策定が必要である。
社会経済情勢・市民ニーズなどから、緊急性は高い。		【直ちに着手・実施しなければならない(先延ばしできない)理由】
事務事業の対象・成果の設定は妥当である。		【根拠】
事業費や整備後の管理経費の算定にあたって、コスト削減策を考えている。また、将来のコスト増要因について対策を考えている。		【具体的な内容】
受益と負担の公平性が考慮されている。		【根拠】
本事務事業と類似の目的・手段をもつ事業がある。	<input type="checkbox"/>	【事業名称 今後どのように連携して成果向上を図るか】 「障がい者福祉計画推進事業」現在の計画を推進するための事業であり、次計画への課題や新たな施策についての検討を行うワーキング部会は、現在の自立支援協議会専門部会をベースにする。
本事務事業の企画に際して、代替案を検討した。		【比較検討結果】
本事務事業の実施にあたって、廃止又は統合する事業がある。		【事業名及び削減される一般財源額】
コストに見合った効果が見込める。		【根拠】
将来的に民間等への移管が可能である。		【いつごろ】

担当課長氏名	事業実施に対する担当課長の意見
増田 政美	平成23年度中に「第二次伊賀市障がい者福祉計画」を策定するためには、現在の自立支援協議会とは別に策定委員会を立ち上げ計画の策定を行う必要がある。